

減免団体適用の考え方

2010/5/25

施設名	担当課	減免団体適用の考え方	免除団体（例）
市民会館	市民活動推進課	減免団体無し	
福祉文化会館			
市民総合センター（消費生活・労働・教育センター部分を除く）			
生涯学習センター	市民学習課	減免団体無し	
コミュニティセンター	市民活動推進課	この施設は、地域住民が連携し行政と協働して地域活動を推進するための『地域拠点施設』として位置づけるものである。この地域活動の推進を支援するためコミュニティセンターの運営委員会の構成団体をベースとして減免団体として取り扱う。	コミュニティセンター管理運営委員会
公民館	市民学習課		
男女共生センター	人権・男女共生課	男女共同参画社会の推進を図るため、行政と協働しローズWAMの活動を支援する団体については、減免団体として取り扱う。	エンパワメントいばらき
消費生活センター （市民総合センター内）	市民生活課	消費者の権利を擁護する視点から消費者問題について取り組んでいる団体に対しては、減免団体として取り扱う。	大阪よどがわ生協
労働センター （市民総合センター内）	商工労政課	労働者の権利を擁護する視点から市内の労働団体に対しては、減免団体として取り扱う。	シロキ工業労働組合
教育センター （市民総合センター内）	教育政策課	茨木市教育委員会と協働・連携し、学校園教育の充実、推進に資する活動を行っている団体に対しては、減免団体として取り扱う。	茨木市教育研究所
青少年センター	青少年課	青少年で組織する団体、茨木市教育委員会と協働・連携して青少年の育成を図る団体及び学校関係団体については、減免団体として取り扱う。 青少年団体（構成員の8割が24歳以下の団体） 青少年育成団体（青少年の育成を目的とした団体） 学校関係団体（市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学内の団体、PTA）	ガールスカウト大阪府第53団
運動広場	スポーツ振興課	減免団体無し	
市民体育館			
都市公園内グラウンド等			